

# コメントの概要及びそれに対する金融庁の考え方

## 凡 例

本「コメントの概要及びそれに対する金融庁の考え方」においては、以下の略称を用いています。

正式名称	略称
金融商品取引法第二条に規定する定義に関する内閣府令	定義府令
企業内容等の開示に関する留意事項について	企業開示ガイドライン

No.	コメントの概要	金融庁の考え方
<b>●定義府令</b>		
<b>▼第10条第11項（適格機関投資家の範囲）</b>		
1	「当該届出者を代理する権限を付与したことを証する書面」とは、いわゆる委任状又は委任契約書を想定しているものと思われるが、当該届出者が代理人に対して代理権限を付与した旨の宣誓書・確認書等を提出すれば足り、必ずしも委任状を作成する必要があるわけではないとの理解でよいか。	「当該届出者を代理する権限を付与したことを証する書面」は、必ずしも委任状又は委任契約書による必要はなく、届出者による宣誓書・確認書等、届出者が国内の代理人に対して代理権を付与したことを証明できる内容のものであれば足りると考えられます。
<b>▼第12条第1号ロ（転売制限）</b>		
2	社債のプロ私募や少人数私募については、社債要項外の合意により転売制限が付されている場合であっても、その旨を書面に記載すれば転売制限の方式として認められることとの均衡を考慮すると、転売制限の内容を社債要項に記載することまでを要求する必要はないのではないかと。	特定投資家私募については、取引所金融商品市場において取引されるものであり、転売制限の有無について明確な表示が行われる必要があると考えられるため、転売制限については、一般的に使用が見込まれる社債要項に記載することを原則としています。
3	ユーロMTNプログラム等、既に外国で上場している債券を東京プロボンド市場に上場する場合、一般的に投資家に交付される書面であるタームシート等は、「取得者に交付される当該有価証券に関する情報を記載した書面」に含まれるとの理解で良いか。	外国で発行されている社債を我が国で勧誘する場合は、社債要項が作成されるとは限らないため、ご質問のタームシート等のうち、金融商品取引所が公益又は投資者保護のため必要かつ適当と認める書面において転売制限の記載を行うことも可能であると考えられます。 上記の趣旨を明確にするため、外国で発行されている有価証券について、「金融商品取引所が公益又は投資者保護のため必要かつ適当と認める書面」に転売制限を記載することを可能とするための規定を追加しております。
4	取得者に交付される「当該有価証券に関する情報を記載した書面」は取得者に交付とあるが、「特定証券情報」と同様に、取得者に提供又は公表として頂きたい。	「提供」につきましては、ご指摘のとおり、電磁的方法により転売制限情報を提供することも可能であると考えられることから、これを明確にする文言を追記いたします。

No.	コメントの概要	金融庁の考え方
		<p>「公表」につきましては、転売制限に係る情報をウェブサイト上に「公表」するのみでは、取得者が転売制限の内容を確実に知ることができない可能性があることから、転売制限に係る合意形成のための情報提供の方法としては不十分であると考えられます。</p>
5	<p>転売制限条項を記載した特定証券情報等の提供(電子メールによる直接交付)又は公表(東京のウェブサイトへの掲載)に加え、あるいはそれらの組み合わせにより、口頭による説明と同意があれば、書面による契約締結乃至同意確認は要しないとの理解でよいか。</p>	<p>4に記載のとおり、「当該有価証券に関する情報を記載した書面」に記載すべき情報は、電子メールを含む電磁的方法により提供することも可能といたしますが、当該情報をウェブサイト上に公表するだけでは、転売制限に係る合意形成のための情報提供の方法として不十分であると考えられます。</p> <p>なお、転売制限に関する勧誘者の説明及び取得者の同意については、必ずしも書面による必要はなく、口頭でも可能と考えられます。</p>
6	<p>少人数私募・適格機関投資家向け私募については、振替債の場合において、転売制限を周知できる措置が取られている場合という要件も選択可能になっていることを踏まえ(定義府令第11条第2項第1号ハ、第13条第3項第1号ハ)、同様の規定を特定投資家向け私募についても作っていただきたい。</p>	<p>ご指摘の「転売制限が付されていることを知ることができるようにする措置」は、現行の規定において要求されている譲渡に係る契約の締結と同程度の合意形成が行われているとは評価し難いことから、転売制限の方式として妥当でないと考えられます。</p>
7	<p>勧誘者と取得者との間の契約書において、申込みを行うことで転売制限の遵守に同意したとみなす旨の規定が記載され、投資家に転売制限の内容が説明された上で、当該投資家が申込みを行うときは、取得者が当該事項を遵守することに同意したとみなして良いか。</p>	<p>ご理解のとおりです。</p>
8	<p>「当該有価証券の取得勧誘を行う者(金融商品取引業者等に限る。)が当該取得者に当該事項の内容を説明した上で、当該取得者が当該事項を遵守することに同意すること」についての具体的手順乃至方法に関しては、以下の(1)から(3)の流れが許容されるとの理解でよいか。</p> <p>(1)転売制限条項を挿入した社債要項を、取得者である特定投資家に、業者より取引毎に電子メールで交付する。</p> <p>(2)その際、特定証券情報の中に「当該特定投資家向け取得勧誘等に係る有価証券の取得者は、社債要項に記載された転売制限条項の説明を受けたことを確認し、当該転売制限</p>	<p>基本的にはご理解のとおりですが、取得者が当該有価証券に転売制限が付されていることを認識するだけでは足りず、勧誘者と取得者との間の契約の中で、転売制限の遵守に関する合意形成がなされていることを明確にする必要があると考えられます。</p>

No.	コメントの概要	金融庁の考え方
	<p>条項を遵守することに同意する」という趣旨の一文を記載する。</p> <p>(3) 特定投資家は、上記社債要項を受領し、当該転売制限条項を承知した上で、社債購入に同意する。</p>	
9	<p>投資知識・経験を有する特定投資家については、転売制限が記載された社債要項等の交付を受ければ自己の責任においてその内容を理解し、かつ、異議があればその旨を述べるのが合理的に期待可能といえるので、転売制限が記載された社債要項等を投資家に交付し、その後、投資家が当該社債を取得することに同意する場合は、社債要項の交付により「転売制限に係る説明」がなされ、社債の取得の意思表示により「転売制限の遵守に関する同意」があったと合理的に判断可能と考えられるが、かかる理解でよいか。</p>	<p>転売制限の遵守について、取得者がその内容を理解した上で、同意が行われる必要があることから、勧誘者による書面の交付のみをもって取得者に対して「説明」があったと考えることは困難です。</p> <p>また、取得者の同意は、社債の取得だけでなく転売制限の遵守についても明示的に与えられる必要があると考えられますので、取得者による事前の包括的な同意がある等の事情がない限り、社債の取得のみをもって「転売制限の遵守に関する同意」があったと考えることは困難です。</p>
10	<p>今回の改正案では、特定投資家向け取得勧誘の場合においては転売制限の緩和を認めているが、特定投資家向け売付け勧誘においては同旨の転売制限の緩和の規定が設けられていない(定義府令第13条の6第1号ロ)。特定投資家向け売付け勧誘においても、同旨の転売制限の緩和の規定を設けるべきではないか。</p>	<p>ご指摘の特定投資家向け売付け勧誘の場合、現行の規定上、勧誘者が買付者に転売制限の内容を説明し、買付者がその遵守に同意し購入の意思表示を行うことによって、特定投資家に対する有価証券の売付けを行うことが可能です。</p>
<b>●企業開示ガイドライン2-1-2</b>		
11	<p>企業開示ガイドラインにおいては、証券会社が投資家を代理して発行体に書面を交付する方法のみ例示しているが、その他の方法による締結方法を排除するものではなく、例えば、証券会社が発行体を代理して投資家に対して書面を交付する方法も譲渡制限契約締結の方法として認められるという理解でよいか。</p>	<p>ご理解のとおりです。</p>
12	<p>本改正案は、特定投資家向け社債の引受案件においては、引受証券会社が投資家から(発行会社・投資家間の)転売制限契約締結の委任を受けることを前提としているようであるが、引受証券会社が、顧客である発行会社の相対当事者である投資家からかかる委任を受けるのは、利益相反の観点から問題が生じうるところである。また、その法律構成は必ずしも委任に限定されるものではないか。</p>	<p>企業開示ガイドラインの改正案で示しているのは、あくまで取引方法の例示であり、引受証券会社が投資家ではなく発行会社から委任を受ける場合や、委任契約以外の方式によって勧誘者に代理権が付与される場合であっても、適法な契約締結手続きがとられていれば、「譲渡に係る契約」に該当すると考えられます。</p>